

## 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）

### I 工事中に受けた損害の負担

土木工事は、一般に屋外で行われ、また工期も長いため、工事の途中で契約した時には予測できなかったような事象がおこり、予定外の出費を生じることがある。

工事中における災害もその一つで、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊する、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは現場に置いてあった材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらにこれらの損害の取片づけに費用が必要となる場合がある。

受注者は契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事をする義務を負っているため、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうなれば受注者は対抗上、入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが想定される。

また、受注者としても全ての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は自己の負担となってしまう。

このようになった場合、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展のうえからも有益なものとはいえない。

この観点から建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）においても、工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない（法第19条）としており、道においても北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第28条にこれに関する規定を設けている。

### II 工事中災害であるための前提

- 1 原因が天災その他の不可抗力であること。
- 2 損害を回避するための措置をとっていたこと。
- 3 現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと。
- 4 受注者が損害状況を工事監督員に直ちに通知していたこと。
- 5 工事の期間中に被災したものであること。

### III 損害の負担範囲

損害額については発注者と受注者がそれぞれ次のとおり負担する。

#### 1 受注者の負担範囲

損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100までの額

請負代金額は損害を負担する時点における請負代金額とし、損害を負担する時点までに、軽微な設計変更を行っている場合は、その金額を含めた請負代金額とする。（以下、請負代金額について同様とする。）

※軽微総括と工事中災害に係る設計変更を同時に行ってもよい。

例) 損害を負担する時点までに2回軽微な設計変更をしている場合

①: 既契約額

②: 第1回 軽微な設計変更

③: 第2回 軽微な設計変更

※②、③は増減見込額を通知済み

④: 軽微総括 ( = ② + ③ )

請負代金額 = ① + ④

## 2 発注者の負担範囲

### 1) 負担額

損害合計額のうち請負代金額の1/100を越える額(受注者がこの工事を遂行する場合に限る)

### 2) 発注者の負担方法(契約書第28条第4項及び第5項)

発注者は、損害合計額の負担を原則とするものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

### 3) 負担範囲

発注者が負担するためには、次のような要件が満たされていることが必要である。

#### ① 確認可能性(契約書第28条第5項)

工事目的物、工事材料、仮設物又は建設機械機具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査等(契約書第12条第2項)、工事監督員の立会い(契約書第13条第1項及び第2項)、部分払のための確認(契約書第36条第2項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち受注者の工事に関する記録としては、契約書第10条の規定に基づく履行報告書類、契約書第13条第3項及び第5項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

#### ② 通常妥当性(契約書第28条第6項第2号及び第3号)

契約書第1条第3項により設計図書に指定のない限り、工事材料、仮設物、建設機械器具については自主施工の原則により受注者の裁量に委ねられているので、発注者が通常妥当と認められる範囲をこえる特殊、不必要、上等なこれらの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであれば生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。なお、設計図書に工事材料、仮設物、建設機械器具の指定がある場合には、その指定に従っているものは通常妥当と認めるものとする。

#### ③ 現場搬入性(契約書第28条第5項)

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料(工場製品を含む)あるいは輸送途中における工事材料については、部分払のための確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。仮設物については、工事現場に搬入される前の仮設準備品は対象とならない。

## IV 損害が累積した場合

不可抗力による損害が累積した場合は、第5項の規定を次のとおり読み替えて適用する。「発注者は、……当該損害の額の累計(かっこ内省略)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の累計の合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額

を控除した額を負担しなければならない。」

これを算式にすると、次のとおりであり、請負代金額の1/100が足切りされるのは1回分だけである。

$$\begin{aligned} \text{発注者の負担額} &= \text{損害の額の累計額} \\ &+ \text{損害の取片付けに要する費用の額の累計額} \\ &- \text{請負代金額の} 1/100 \text{ (足切り)} \\ &- \text{既負担額} \end{aligned}$$

(例1)

	請負代金額	損害額	累計額	足切り	発注者負担
第1回	100,000千円	3,000千円	3,000	$100,000 \times 0.01$	= 2,000千円
第2回	〃	5,000千円	8,000	$100,000 \times 0.01$	既負担 2,000 = 5,000千円

(例2)

	請負代金額	損害額	累計額	足切り	発注者負担
第1回	100,000千円	600千円	600	$600 (< 100,000 \times 0.01)$	= 0千円
第2回	〃	500千円	1,100	$100,000 \times 0.01$	既負担 0 = 100千円

例1のように第1回目の損害額が請負代金額の1/100を超えているときは、第2回目以降の損害額はすべて発注者負担となる。

なお、損害についての負担は、その大小にかかわらず累積して計算することとなるので、1回の損害が請負代金額の1/100以下であっても、現場代理人から通知を受けたときは、調査を行い、確認書を作成しなければならない。

## V 工事中災害の処理手順

- 1 災害の発生
- 2 現場代理人は損害の状況を建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日局総第151号）第58号（損害発生通知書）（以下、単に「第〇〇号様式」という。）により工事監督員に通知する。（契約書第28条第1項）  
通知は、現場の確認、現場保全に支障をきたさないよう直ちに行う。  
また、必要に応じて、増破防止のために臨機の措置を講じる。（契約書第25条臨機の措置を参照）
- 3 工事監督員は現場代理人立会のもとに損害の状況を調査する。（契約書第28条第2項）  
調査は、損害発生の原因、損害の内容、損害発生時における現場の管理状況等について行う。
- 4 工事監督員は、災害の発生した事実を支出負担行為担当者に第一報として報告する。
- 5 工事中災害であることを確認する。（契約書第28条第3項）  
第59号様式（発生損害確認書）を作成する。
- 6 工事監督員は、5の確認行為を支出負担行為担当者に第60号様式（発生損害確認報告書）により報告する。

「損害発生通知書」、「発生損害確認書」その他必要な図面等を添付する。

7 受注者は、5で確認した範囲内で、自分で負担できない損害について発注者にその負担を第61号様式（損害負担請求書）により請求することができる。（契約書第28条第4項）この場合において、明文の規定はないが、負担額の請求にあたっては、内訳明細、算出根拠等を添付して行うことが望ましい。

8 発注者は、損害合計額を算定する。

損害合計額については、次の4区分に分けて算出する。

- ・ 出来形部分
- ・ 工事材料
- ・ 仮設物又は機械器具
- ・ 損害の取片付けに要する額

9 損害の負担について発注者と受注者が協議を行う。

発注者は、損害の負担について発注者と受注者の協議を行う額を求めるための損害合計額を算出するものとし、この額をもって受注者と協議する。

損害合計額 =

$$\left[ \begin{array}{cccc} \text{① 損害を受けた出} & \text{② 損害を受けた工} & \text{③ 仮設物又は建設} & \text{④ 当該損害の取片} \\ \text{来形部分に相応す} & \text{事材料に相応する} & \text{機械器具に関する} & \text{付けに要する費用} \\ \text{る請負代金額} & \text{請負代金額} & \text{損害額} & \text{の額} \end{array} \right] +$$
$$- \left[ \begin{array}{ccc} \text{⑤ 残存価値} & \text{⑥ 受注者の善管注意} & \text{⑦ 保険等により填} \\ \text{評価額} & \text{欠如による損害の額} & \text{補される額} \end{array} \right]$$

① 出来形部分に関する損害

確認することができた損害を受けた部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引くこととする。

② 工事材料に関する損害

確認することができた損害、工事現場に搬入済みの工事材料の損害、通常妥当と認められる損害であることの3要件を満たした損害部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引くこととする。

③ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

確認することができた損害、工事現場に搬入済みの工事材料の損害、通常妥当と認められる損害であることの3要件を満たしていなければならない。損害の額は、未償却費（当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額）とし、修繕費の方がこれより少額であるときは、修繕費用の額とする。

⑥ 受注者の善管注意欠如による損害の額

受注者の善管注意義務違反で不可抗力による損害が拡大した場合においては、損害の拡大は受注者の帰責事由によるものであるから、受注者が全額を負担する。

⑦ 保険等により填補される額

契約書第47条第1項において付保を義務付けられた保険等により填補された部分は損害の範囲に含まれない。

10 発注者の負担額を決定する。（契約書第28条第5項）

発注者と受注者の協議が成立した損害合計額のうち、請負代金の1/100を越える額は、発注者の負担となる。

11 発注者の負担金額の算定（契約書第28条第6項）

新設計額の算定

$$\begin{array}{ccccccc}
 & \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \textcircled{3} & & \textcircled{4} \\
 \text{新設計額} & = & \text{被災直前の} & + & \text{損害をうけた出} & + & \text{未施工部} & + & \text{被災によっ} \\
 & & \text{出来形部分} & & \text{来形部分の手戻} & & \text{分の新設} & & \text{て生じた取} \\
 & & \text{の現設計額} & & \text{工事設計額} & & \text{計額} & & \text{片付費用}
 \end{array}$$

上記②、③項については、被災後の施工に係る新設計額で被災による状況変化に対応した工法変更を含む。

$$\text{新請負代金額} = \text{新設計額} \times \text{請負比率} - \text{損害合計額に係る受注者の負担額}$$

新設計額の算定を模式的に表すと次のとおりとなる。

